# 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(基礎年金国庫負担1/2)について

# 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

(第3次補正予算の提出に併せた再修正後の法案※)

### 1. 法案の趣旨

○ 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

### 2. 法案の概要

- 〇 平成23年度について、国庫は、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。 この場合において、当該差額については、復興債の発行により確保される財源を活用して、確保する ものとする。
- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
  - ▶「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に 従って行われる税制の抜本的な改革をいう。
- 〇 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。
  - ▶ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。 (平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1)

#### **3. 施行日** 公布の日

※ 本法案については、平成23年2月14日に提出した後、4月28日の閣議決定により、一度修正が行われている。今般の第3次補正 予算の提出の際に、2分の1と36.5%の差額である2.5兆円を復興債で補てんすることに対応するための再修正を行う。